

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中

住所  
特定給食施設設置者  
氏名  
〔法人にあって  
名称及び代表

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○健康増進法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康安全局)	23
<b>訓 令</b>	
○競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令…………… (建設情報課)	23
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (危機対策課)	24
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (広報広聴課)	24
○土地改良区の役員の住所変更の届出…………… (農業施設管理課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	24
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 (農業施設管理課)	24
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	25
○建設業を営む者に対する監督処分…………… (建設情報課)	25
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の告示……………	25
<b>道人事委員会規則</b>	
○管理職手当に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………	25

〔特定給食施設設置者 住所  
氏名  
を  
〔法人にあっては、主たる事務  
名称及び代表者の氏名  
電話番号  
は、主たる事務所の所在地、  
者の氏名 〕〕  
所の所在地、〕に改める。  
〕  
別記第4号様式を削る。

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。  
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の健康増進法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の健康増進法施行細則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

**規 則**

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年5月21日  
北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第56号**  
健康増進法施行細則の一部を改正する規則  
健康増進法施行細則（平成15年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。  
第4条を削る。  
第5条中「規則の」を削り、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第4条とする。

**訓 令**

**北海道訓令第15号**

本 庁  
出 先 機 関

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年5月21日  
北海道知事 高橋 はるみ

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令  
競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。  
第7条第4項中「建設部建設管理局长」を「建設部建設管理局建設業担当局长」に改める。  
別表中「建設管理局长」を「建設管理局建設業担当局长」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年5月21日から施行する。

告 示

北海道告示第408号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成22年5月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
北海道震度情報ネットワークシステム開発業務 一式
- 2 落札者を決定した日  
平成22年5月7日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 日本無線株式会社  
(2) 住 所 東京都三鷹市下連雀5丁目1番1号
- 4 落札金額  
262,500,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成22年3月12日付け北海道告示第173号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道総務部危機対策局危機対策課  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第409号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成22年5月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- 2 落札を決定した日  
平成22年4月8日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社電通北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1
- 4 落札金額  
131,250,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成22年2月12日付け北海道告示第99号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水町土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があった。  
平成22年5月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・氏名	住 所
監事の別	変 更 前 変 更 後
理 事 高 薄 渡	上川郡清水町南10条9丁目16番地 上川郡清水町南10条9丁目16番地1

北海道告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成22年5月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成22. 4.30	石狩高富土地改良区
同 22. 5.10	厚真町土地改良区

北海道告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、深川土地改良区が管理する北空知頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。  
平成22年5月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

廃止した管理規程の概要

北空知頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年5月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
昭栄	経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理)	北海道空知総合振興局
月浜	同	同
由良	同 (農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理)	同
西川中	同	同
初山別	中山間地域総合整備 (農業用排水施設、区画整理、客土、暗きょ排水)	北海道留萌振興局
留辺蘂温根湯	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良)	北海道オホーツク総合振興局
上士幌西	草地整備 [公共牧場中核型] (区画整理)	北海道十勝総合振興局

北海道告示第414号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成22年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 処分をした年月日 平成22年5月11日
- 処分を受けた者  
(1) 商号及び代表者の氏名 株式会社ヨコタ 横田 哲雄  
(2) 主たる営業所の所在地 紋別郡遠軽町東4丁目8-3  
(3) 建設業の許可の番号 (般-17) 網第1919号
- 処分の内容 許可の取消し
- 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第29条第1項第2号に該当した。

総合振興局告示及び  
振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年5月21日

北海道オホーツク総合振興局長 武田 準一郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
貨物兼乗用自動車の賃貸借 1台 一式 (1月当たりの単価)
- 落札を決定した日  
平成22年3月11日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 北見日産自動車株式会社  
(2) 住所 北見市常磐町6丁目2番地10
- 落札金額  
26,670円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札公告  
平成22年1月29日付け北海道網走支庁告示第4号
- 事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局産業振興部農務課  
(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

道人事委員会規則

管理職手当に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月21日

北海道人事委員会委員長 中澤 義則

北海道人事委員会規則7-1217

管理職手当に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第2ウを次のように改める。

ウ 海事職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
5 級	4 種	69,500円
	5 種	57,900円
4 級	4 種	64,200円
	5 種	53,500円
3 級	5 種	44,200円

別表第3ウを次のように改める。

ウ 海事職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
5 級	4 種	53,400円
	5 種	44,500円
4 級	4 種	49,000円
	5 種	40,800円
3 級	5 種	35,500円

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1127）

の一部を次のように改正する。

附則別表第1ウを次のように改める。

ウ 海事職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	69,500円	59,100円	62,600円	66,000円
	57,900円	49,200円	52,100円	55,000円
4 級	64,200円	54,600円	57,800円	61,000円
	53,500円	45,500円	48,200円	50,800円
3 級	44,200円			42,000円

附則別表第2ウを次のように改める。

ウ 海事職給料表

職務の級	別表第3の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの管理職手当の月額	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの管理職手当の月額	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	53,400円	45,500円	48,100円	50,800円
	44,500円	37,800円	40,100円	42,300円
4 級	49,000円	41,700円	44,100円	46,600円
	40,800円	34,700円	36,700円	38,800円
3 級	35,500円			33,700円

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。